

## 出雲市立小・中学校の選択校区制度の検討結果について

### 1 出雲市立学校校区検討委員会の審議経過

四絡住みよいまちづくりの会が要望されている「四絡地区における選択校区制度の見直し」の是非について意見を求めるため、「出雲市立学校校区検討委員会」を設置し、以下のとおり検討を行いました。

| 期日             | 議題等                           |
|----------------|-------------------------------|
| 令和元年<br>10月8日  | 委員の委嘱、委員長、副委員長の選任             |
|                | 諮問「四絡地区における選択校区制度の見直しの是非について」 |
|                | 資料説明（これまでの経過と、検討事項について）       |
|                | 委員意見交換                        |
| 令和元年<br>11月19日 | 第1回会議を踏まえた意見交換                |
|                | 1 選択校区制度導入当初の目的が達成されているか      |
|                | 2 選択校区制度による弊害は顕著か             |
|                | 3 選択校区制度を廃止するに十分な理由が存在するか     |
| 令和2年<br>1月24日  | 「四絡住みよいまちづくりの会」署名提出について（報告）   |
|                | 選択校区制度廃止の具体的検討（シミュレーション提示）    |
|                | 答申（案）協議                       |

### 2 出雲市立学校校区検討委員会答申について

(1) 答申提出日 令和2年2月28日（金）

(2) 答申内容（要旨）

- ① 制度導入の目的に対する効果は十分に認められ、懸念される課題について制度廃止によって解決可能であるとはいえないため、見直しは行わず現行制度を維持することが望ましい。
- ② 選択校区制度の検証は今後も必要である。
- ③ 議論の過程で、四絡地区の課題は市内全地域共通の「地域のコミュニティの活性化」という大きなテーマであることが改めて浮き彫りとなった。その課題解決に、市、市議会、自治協会、コミュニティーセンター等で取り組まれ、地域の不安の払拭に向かっていくことを望む。

(3) 答申書 別添のとおり

### 3 教育委員会としての考え

答申にもあるように、制度導入の目的は達成していると言えます。また、制度開始から20年が経過し、制度を利用する児童生徒も多数いる状況にあります。他方、四絡住みよいまちづくりの会から「制度の弊害」として指摘された課題は、制度の廃止により解消できるものではありません。

これらのことから、教育委員会としては、現行制度を維持すべきと考えます。

四絡地区における選択校区制度の見直しの  
是非について（答申）

令和2年（2020）2月28日  
出雲市立学校校区検討委員会

| 目次                                       | ページ |
|--|-----|
| 1 はじめに                                   | 1   |
| 2 検討状況                                   | 1   |
| 3 まとめ                                    | 6   |
| 4 資料                                     |     |
| (1) 諮問書                                  | 7   |
| (2) 出雲市立学校校区検討委員会名簿                      | 8   |
| (3) 出雲市立学校校区検討委員会設置条例                    | 9   |
| (4) 出雲市立学校校区検討委員会の審議経過                   | 10  |
| (5) 選択校区の対象地域と対象校（四絡地区）                  | 11  |
| (6) 出雲市立小学校及び中学校の選択校区に関する要綱              | 12  |
| (7) 選択校区制度の状況について（平成11年度～平成31年4月1日までの推移） | 14  |
| (8) H8-R1 児童数推移（四絡小・今市小・一中・三中）           | 15  |
| (9) 選択校区制度廃止の具体的検討                       | 16  |

## 1 はじめに

本市では、学校規模の適正化を図る観点と、国道9号出雲バイパス事業等による道路状況の変化に伴う児童生徒の通学の安全性向上の観点から、一部地域において、あらかじめ指定された複数の学校から就学校を選択することができる「選択校区」制度を、平成11年度(1999)から導入し、20年が経過している。

この制度について、平成29年12月議会に、「四絡住みよいまちづくりの会」から、同じ地区に居住する児童生徒や保護者間の交流がなく、地域に対する意識の希薄化が進んでいるとして、選択校区制度是正を求める陳情書が提出され、趣旨採択された。

このことから、平成30年度には、出雲市教育委員会において、地域、学校、PTA、制度利用保護者等関係者の意見聴取、意見交換を実施した。この結果、四絡地区においては改めて制度廃止を求める声があった一方、その他の地区では概ね制度への問題意識がないことが確認されたところである。

出雲市教育委員会では、これらの経過を踏まえ、現時点における方向性を決定づけるためには、関係者・関係団体や第三者も含めた出雲市立学校校区検討委員会設置条例に基づく委員会を設置し、様々な選択肢における影響等を多方面から慎重に検討を行う必要があると判断された。

本答申は、さる令和元年(2019)10月8日、出雲市教育委員会から本委員会に対して「四絡地区における選択校区制度の見直しの是非について」諮問を受け審議した事柄をまとめたものである。

## 2 検討状況

検討委員会は、平成29年12月議会に「四絡住みよいまちづくりの会」から提出され趣旨採択となった選択校区制度是正を求める陳情書をはじめとして、今市、四絡地区の小・中学校の児童生徒数のこれまでの推移や今後の推計、通学する児童の分布や割合、施設の状況、加えて自治協会の加入状況等の資料をもとに、以下の点について審議を行った。

### 【論点1】 選択校区制度導入当初の目的が達成されているか

## (1) 目的の整理と評価

### ① 隣接するそれぞれの学校の規模適正化

選択校区制度によって、平成31年4月1日時点において、

ア) 今市小学校は166人が四絡・大津・塩冶各小学校から流入

イ) 四絡小学校は89人が今市小学校へ流出

※(塩冶小から6人流入のため、±人数は83人)

という状況である中(※参考:14ページ「選択校区制度の状況について(平成11年度~平成31年4月1日までの推移)」)、児童数は、

ウ) 今市小学校は428人/H10から507人/R1 ※R1/H10:1.18倍

エ) 四絡小学校は623人/H10から670人/R1 ※R1/H10:1.08倍

と推移している(※参考:15ページ「H8-R1 児童数推移」)。

過去からの推移、今後の推計及び制度廃止した場合の推計等様々な見地で検討した結果、両校間において児童数の著しい増加及び減少が抑制され、学校規模が維持されていると認められる。

加えて、制度を廃止した場合、令和7年度以降に四絡小学校及び第三中学校において教室が不足することが予想されるため、このことから、本制度が学校規模の適正化に有効に作用していると認められる。

### ② 児童生徒の通学の利便や安全性の確保

四絡地区において選択校区制度により今市小学校へ通学する児童の居住地を地図上にプロットし考察したところ、

ア) 国道9号(旧バイパス)南側

かつ、

イ) 今市小学校近隣(渡橋町東側など)

に居住する児童である傾向がみられ、また、今市小学校と四絡小学校に通学する児童全体の居住地の分布も同様に地図上にプロットし考察したところ、各学校を中心とした同心円状に児童居住地が広がっており、本制度が通学の利便や安全性に資するものと認められる。

なお、そもそも制度導入のきっかけとなった平成9年の文部省(当時)通知「通学区域制度の弾力的運用について」においては、「地域の実情

に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。」とされており、平成30年度における選択校区制度利用保護者からの意見聴取において、国道9号（旧バイパス）の横断の要否等、通学の利便や安全性を主たる判断材料として選択校区制度を利用しているとした意見が、今市・四絡以外の選択校区制度利用保護者も含め大半であったことから、制度導入当初の目的が達成されていると考える。

## **【論点2】 選択校区制度による弊害は顕著か（現状の課題の整理）**

### **(1) 四絡地区と今市地区との情報連携がない。**

- ① 今市小学校へ通う児童の情報がないため、四絡地区における見守りパトロールは、四絡小学校へ通う児童のみ対象とされている。
- ② 今市小学校へ通う児童の情報がないため、民生委員児童委員の地区間における連携がすぐにできない。

選択校区制度を利用して通学している児童が在籍する学校においては、学校間で情報連携しているが、昨年度、不審者情報等について連携がうまく機能しなかった事例もあったため、以降、情報の連絡・伝達について再度学校間で確認され、関係校すべて慎重及び迅速に連絡がいくよう心掛けているとのことである。

いずれにしても、地区を超えた児童の情報連携は、専ら学校間において連携を密に行い、それぞれの地区に把握していただくほかないと考える。

本来、民生委員児童委員の活動は、児童がどこの学校に通っているかに関係ないのであるが、現実の問題として現状・実情把握が難しいケースが増えていることは事実であり、地域のつながりが薄くなっていることが根本の原因であることは否定できない。こうした大きな課題の解決に当たっては、学校と民生委員児童委員等との連携のみに頼るのではなく、地域全体の問題として全体的に取り組む必要があると考える。

なお、両地区において、それぞれに地区の枠を超えた見守りパトロールを実施されているとのことであるので、「今市・四絡交通安全パトロール協議会（仮称）」のような意見交換の場を設置するなどでも、地区間の情報連携は可能と考える。

(2) 生まれ育った四絡地域の「ふるさと教育」を受けることができない。

「ふるさと教育」は、「ふるさと島根」、「ふるさと出雲」を学びの原点、土台として捉え、「ふるさと」への誇りと愛着をもち、社会の発展に寄与する人を育てることをめざしている。そのためには、「ふるさと教育」は、小学校1年生から中学校3年生、更には高等学校等と進む過程で段階的に広がっていくべきであり、その意味で、「小規模なふるさと教育」に終始することは求められていないところである。

「ふるさと教育」のそうした趣旨に鑑みれば、四絡、今市にとどまらず、もう少しエリアを広げたふるさと教育を両校が実施することで、真のふるさと教育が実現できると考える。

(3) 同じ地域に住みながら、四絡地区内の子どもたちの交流が図れない。

(4) 四絡地区への思いが希薄化しており、自治協会加入率は35%台にとどまっている中、防災面等で地域の連携を図ることができない。

四絡地区は、大型店舗が多数進出し、市内でも利便性が高い立地条件であるため、アパート、マンションが増加しているが、自治協会加入世帯数自体は増えている。しかしながら、自治協会加入率を算出するうえでの分母「全体世帯数」がそれを上回る数値で増加しているため、35%台まで低下している現状である。地元自治協会の地道な努力により、自治協会加入世帯の実数は増えている現状であることもまた認識する必要がある。

また、四絡以外の地区においても、アパート、マンションが増えてきているが、当該入居者は、単身者や数年で転勤する世帯が多いため、自治協会に加入しない傾向にあると考えられる。

他方、四絡小学校に通う児童と今市小学校に通う児童と交流がないことや保護者同士のつながりもないことが、地域行事等に対する思いの希薄化に繋がっていると「四絡住みよいまちづくりの会」から指摘されている。

自治協会の加入率や地域行事の衰退といった課題は、市全体のそれぞれの地域が同じ様に抱えており、地域への思いの希薄化や、自治協会加入率の低下を、選択校区が原因とするとの結論には至らない。ただし、四絡地区から長年にわたり要望されている現状もあることから、市議会、地元、市教育委員会、自治振興関係の部署等が、しっかりと地元の様々な問題の解消に努めるべきと考える。

### 【論点3】 選択校区制度を廃止するに十分な理由が存在するか

先の【論点1】で述べたように、制度導入の目的に対する効果は十分に認められるところであり、【論点2】で述べたように、懸念される課題について、制度廃止によって解決可能であると断言できるものではない。よって、制度開始から20年経過し、制度を利用する児童生徒が小学校で268名、中学校で120名(平成31年4月1日時点)いる現状(※参考:14ページ「選択校区制度の状況について(平成11年度~平成31年4月1日までの推移)」)において、選択校区制度を廃止する十分な理由は存在しない。

なお、選択校区制度を廃止する場合には、次のようなことが懸念される。

選択校区制度を廃止するという事になれば、次年度から全学年の児童を元の校区に戻すということは不可能である。それでは、現在の制度利用児童生徒が卒業するまでその学校に在籍し、年次進行で校区を元に戻そうとした場合にも、当該児童生徒の兄弟姉妹の問題が生じるため、長期間かけて移行していく方法でも現実的には難しい。(※参考:16ページ「選択校区制度廃止の具体的検討」)

さらに、選択校区制度利用保護者の思いや、選択校区制度を前提に住居を購入等された世帯があることも否定できないことからすると、仮に制度廃止を決定した場合、逆に制度継続を求める声があがることが想像できる。

加えて、制度廃止した場合、児童数のバランスは崩れ、場合によって教室の不足又は余剰が生じることが予想される。一方では学校の再編統合により地元で愛されてきた小学校を地元理解のもと統合してきている中、また、公共施設やインフラ等々を維持し続けるために今後行財政改革の努力を継続していかなければならない中、市民一体となって今ある公共施設を有効に利用するという視点も必要と考える。

### 3 まとめ

以上のことから、検討委員会は、諮問に対し次のとおり答申する。

四絡地区における選択校区制度については、見直しは行わず現行制度を維持することが望ましい。

ただし、制度廃止について議会へ陳情された「四絡住みよいまちづくりの会」が懸念されている地区間や学校間での情報連携の不足による弊害や、ふるさと教育に関する懸念等を十分に汲み取り、「2 検討状況」で述べているとおり、市教育委員会、小中学校において問題解決のため取り組めるものは一歩ずつ具体的に取り組まれない。

また、市内各地域の社会情勢は刻々と変化していくであろうから、選択校区制度の検証は、今後も必要である。

「四絡住みよいまちづくりの会」が、将来にわたる地域づくりに大きな危機感を抱き行動されていることは十分に理解できるところであるし、そのことに対して本委員会としても敬意を表するところである。

本委員会の議論の過程においても、四絡地区における課題は、出雲市内全ての地域で抱えている共通の課題であることが改めて浮き彫りとなったところである。その課題の解決のためには、「地域のコミュニティの活性化」といった大きなテーマに対して、市、市議会が努力をし、また、自治協会間やコミュニティセンター間においても双方の話し合いの場を設けるなどしていただき、地域の不安の払拭に向かっていくことを望むところである。

# 【資料1】

教政第544号

## 諮 問 書

本市では、少子化・高齢化の進行に伴い、各学校の児童生徒数が著しく変動し、それまでの指定校による校区制度では対応しきれない状況が生じていたため、学校規模の適正化を図る観点から、また、国道9号出雲バイパス事業等による道路状況の変化に伴う児童生徒の通学の安全性向上の観点から、「選択校区」制度を、平成11年度（1999）から導入しています。本制度は、一部地域において、あらかじめ指定された複数の学校から就学校を選択することができる制度であり、平成19年度（2007）には、大津地区の一部を追加指定しています。

制度導入から20年が経過し、市民に認知され、地域にも定着した制度であるといえる一方、同じ地区に居住する児童生徒や保護者間の交流がなく、地域への帰属意識の希薄化が進んでいるという意見もあり、平成29年12月議会に、四絡住みよいまちづくりの会から選択校区制度是正を求める陳情書が提出され、趣旨採択されたところです。

これを受け、平成30年度に、制度に関する現状の把握と今後の方針決定の判断材料とするため、地域、学校、保護者等関係者の意見聴取、意見交換を実施しました。その結果、四絡地区以外の関係者からは、概ね制度廃止を求める意見はありませんでしたが、四絡地区においては、陳情書のとおり制度の是正を求める旨を改めて確認したところです。

つきましては、これからの児童生徒の教育環境を考えるうえでの、望ましい校区のあり方について、下記の事項を中心に諮問します。

### 記

- 1 四絡地区における選択校区制度の見直しの是非について

令和元年10月8日

出雲市教育委員会



出雲市立学校校区検討委員会  
委員長 坂根 守 様

## 【資料2】

### 出雲市立学校校区検討委員会 委員名簿

| No. | 委員会<br>役職 | 主な役職等                 | 氏名    |
|-----|-----------|-----------------------|-------|
| 1   | 委員長       | 出雲市自治会連合会 会長          | 坂根 守  |
| 2   | 副委員長      | 出雲市民生委員児童委員協議会 会長     | 飯塚 勉  |
| 3   | 委員        | 文教厚生委員会 委員長           | 福島 孝雄 |
| 4   | 委員        | 文教厚生委員会 副委員長          | 今岡 真治 |
| 5   | 委員        | 元島根県教育委員会 教育監         | 片寄 進  |
| 6   | 委員        | 今市小学校 校長              | 安達 清志 |
| 7   | 委員        | 四絡小学校 校長              | 金築 康治 |
| 8   | 委員        | 選択校区制度利用保護者           | 神門 靖朗 |
| 9   | 委員        | 選択校区制度利用保護者           | 藤原 謙司 |
| 10  | 委員        | 今市地区自治協会 会長           | 勝部 武  |
| 11  | 委員        | 四絡地区自治協会 会長           | 中野 鉄雄 |
| 12  | 委員        | 出雲市教育委員会 委員（教育長職務代理者） | 小豆澤貴洋 |

# 【資料3】

## ○出雲市立学校校区検討委員会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 39 号)

(設置)

第 1 条 出雲市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の通学区域の適正化を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、出雲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に出雲市立学校校区検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の通学区域に関する事項について調査審議し、意見を答申する。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 学校の校長の代表者
- (4) 児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員は、当該諮問に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に、委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 検討委員会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、委員長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を検討委員会に報告しなければならない。

(資料提出の要求等)

第 7 条 検討委員会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成 17 年出雲市条例第 36 号)の規定を適用する。

(庶務)

第 10 条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料4】

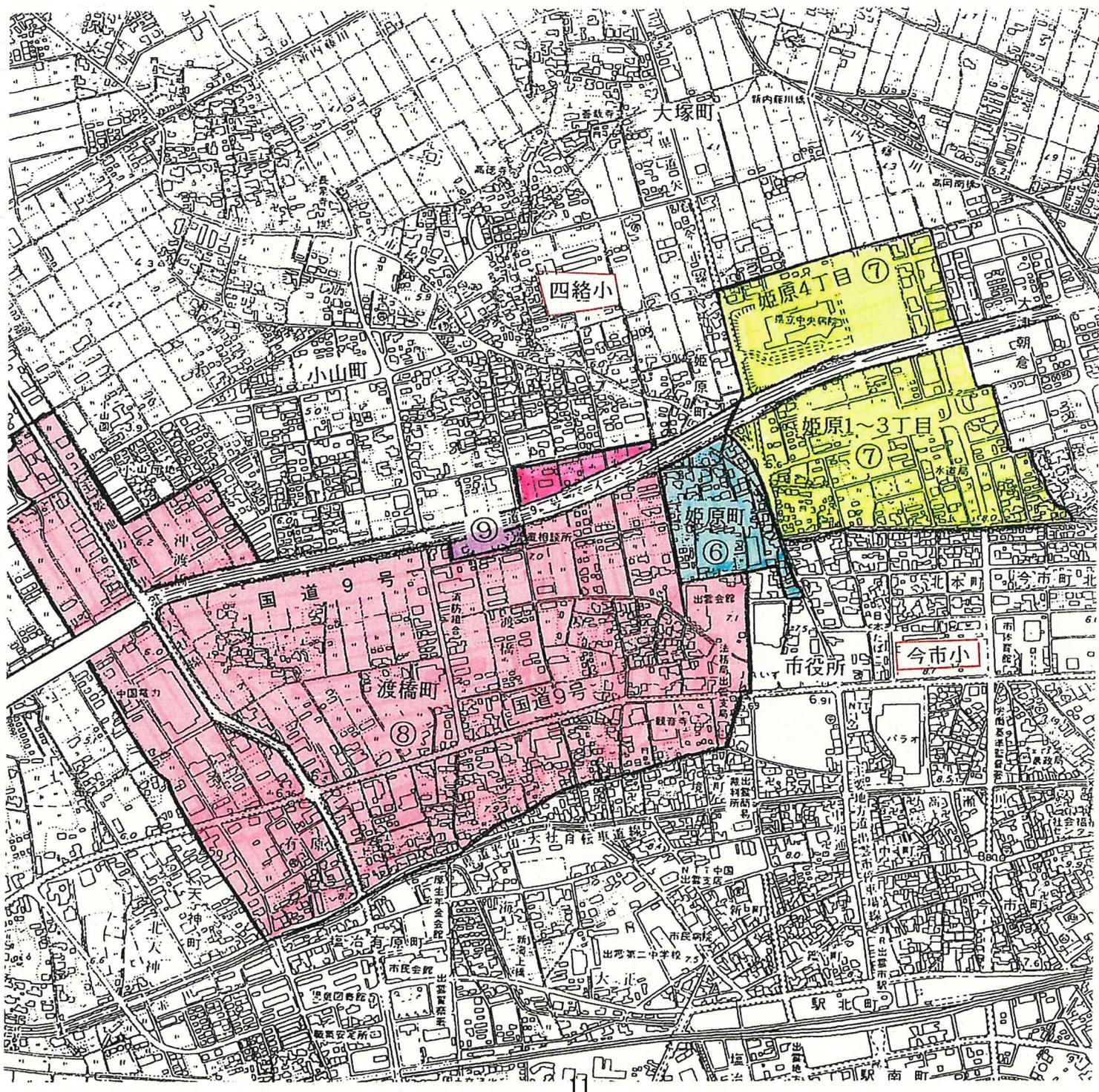
### 出雲市立学校校区検討委員会の審議経過

| 期日             | 会議名   | 議題等  |
|----------------|-------|--|
| 令和元年<br>10月8日  | 第1回会議 | 委員の委嘱、委員長、副委員長の選任  |
|                |       | 諮問   |
|                |       | 資料説明（これまでの経過と、検討事項について）  |
|                |       | 委員意見交換   |
| 令和元年<br>11月19日 | 第2回会議 | 平成29年度（2017）第4回出雲市議会 文教厚生委員会会議録について（報告）  |
|                |       | 出雲市立学校校区検討委員会 第1回会議録（概要）について（報告）   |
|                |       | 資料説明（これまでの経過と、検討事項について）  |
|                |       | 第1回会議を踏まえた意見交換<br>1 選択校区制度導入当初の目的が達成されているか<br>2 選択校区制度による弊害は顕著か<br>3 選択校区制度を廃止するに十分な理由が存在するか |
| 令和2年<br>1月24日  | 第3回会議 | 「四絡住みよいまちづくりの会」署名提出について（報告）  |
|                |       | 選択校区制度廃止の具体的検討   |
|                |       | 答申（案）協議  |

# 【資料5】

## 選択校区の対象地域と対象校

| 町名      | 番号 | 対象地域   | 選択校        |          |
|---------|----|--------|------------|----------|
|         |    |        | 小学校        | 中学校      |
| 姫原町     | ⑥  | 国道9号南側 | 四絡小        | 三中       |
| 姫原1～4丁目 | ⑦  | 全域     | 今市小        | 一中       |
| 渡橋町     | ⑧  | 全域     | 四絡小<br>今市小 | 三中<br>一中 |
| 小山市     | ⑨  | 国道9号南側 | 四絡小<br>今市小 | 三中<br>一中 |



# 【資料6】

## 出雲市立小学校及び中学校の選択校区に関する要綱

(平成22年出雲市教育委員会告示第15号)

改正 平成24年10月24日教育委員会告示第23号 平成25年3月27日教育委員会告示第4号

平成27年3月26日教育委員会告示第6号 平成29年3月29日教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、出雲市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学学校の指定に関する規則(平成17年出雲市教育委員会規則第15号)第5条第1項第1号の選択校区に関して必要な事項を定めるものとする。

(選択校区該当地域等)

第2条 選択校区該当地域並びに指定校及び選択可能校は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月24日教育委員会告示第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日教育委員会告示第4号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日において、現に灘分町、島村町又は出島町に住所を有し、かつ、出雲市立平田中学校に就学している生徒で、引き続き、灘分町、島村町又は出島町に住所を有するものについては、改正後の別表の規定に関わらず、なお従前の例による。この場合において、別表中「旭丘中学校」とあるのは「向陽中学校」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、平成25年度及び平成26年度に限り、適用する。

附 則(平成27年3月26日教育委員会告示第6号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日教育委員会告示第4号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

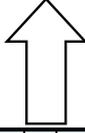
| 町名                        | 選択校区該当地域                | 小学校   |                | 中学校   |                |
|---------------------------|-------------------------|-------|----------------|-------|----------------|
|                           |                         | 指定校   | 選択可能校          | 指定校   | 選択可能校          |
| 大津朝倉一丁目・二丁目               | 全域                      | 大津小学校 | 今市小学校          | 第一中学校 | ／              |
| 大津朝倉三丁目                   | 全域                      | 大津小学校 | 北陽小学校<br>今市小学校 | 第一中学校 | 第三中学校          |
| 枝大津町                      | 市道今市川跡日下線以西の地域          | 大津小学校 | 今市小学校          | 第一中学校 | ／              |
| 中野町、中野美保北三丁目、中野美保南一丁目～三丁目 | 国道9号の南側又は北側で教育委員会が定める地域 | 北陽小学校 | 大津小学校          | 第三中学校 | 第一中学校          |
| 姫原一丁目～四丁目                 | 全域                      | 四絡小学校 | 今市小学校          | 第三中学校 | 第一中学校          |
| 姫原町                       | 国道9号の南側の地域              | 四絡小学校 | 今市小学校          | 第三中学校 | 第一中学校          |
| 渡橋町                       | 全域                      | 四絡小学校 | 今市小学校          | 第三中学校 | 第一中学校          |
| 小山町                       | 国道9号の南側の地域              | 四絡小学校 | 今市小学校          | 第三中学校 | 第一中学校          |
| 天神町                       | 県道出雲大社線の北側の地域           | 塩冶小学校 | 四絡小学校<br>高松小学校 | 第二中学校 | 第三中学校<br>浜山中学校 |
| 塩冶町                       | JR山陰本線の北側の地域            | 塩冶小学校 | 今市小学校          | 第二中学校 | 第一中学校          |
| 上塩冶町                      | 今市町に隣接する地域で教育委員会が定める地域  | 塩冶小学校 | 今市小学校          | 第二中学校 | 第一中学校          |
| 平田町                       | 新田下町内の地域                | 平田小学校 | ／              | 平田中学校 | 向陽中学校          |

# 【資料7】

選択校区制度の状況について(平成11～31年4月現在)

H31.4.1現在

| 本 来 校 → 選 択 校 | 人 数 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |           |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
|               | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | H31.4.1現在 |
| 大津小学校→今市小学校   |     |     |     |     |     |     |     |     | 5   | 10  | 18  | 24  | 32  | 38  | 44  | 47  | 49  | 45  | 49  | 49  | 53        |
| 大津小学校→北陽小学校   | 1   | 1   | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   | 2   | 2   | 0   | 0   | 2   | 2   | 2   | 3   | 3   | 1   | 5   | 3   | 4         |
| 大津小学校→今市小学校   | 5   | 9   | 10  | 17  | 13  | 14  | 13  | 13  | 14  | 14  | 14  | 17  | 20  | 21  | 25  | 15  | 17  | 24  | 27  | 28  | 24        |
| 塩冶小学校→高松小学校   | 3   | 2   | 2   | 3   | 5   | 6   | 9   | 7   | 7   | 10  | 7   | 8   | 9   | 9   | 10  | 8   | 9   | 12  | 14  | 14  | 16        |
| 塩冶小学校→四路小学校   | 4   | 5   | 7   | 5   | 8   | 7   | 8   | 7   | 7   | 7   | 3   | 2   | 3   | 3   | 3   | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 6         |
| 四路小学校→今市小学校   | 4   | 12  | 21  | 27  | 41  | 44  | 49  | 44  | 43  | 47  | 61  | 74  | 83  | 89  | 97  | 83  | 90  | 99  | 94  | 96  | 89        |
| 北陽小学校→大津小学校   | 29  | 34  | 38  | 41  | 43  | 38  | 50  | 42  | 44  | 47  | 55  | 62  | 68  | 76  | 82  | 65  | 73  | 78  | 90  | 80  | 76        |
| 計             | 46  | 63  | 79  | 93  | 111 | 110 | 130 | 114 | 114 | 137 | 158 | 187 | 217 | 238 | 263 | 222 | 241 | 260 | 280 | 271 | 268       |



H31.4.1現在

|     | 流入人数 | 流出人数 | 差引  |
|-----|------|------|-----|
| 今市小 | 166  | 166  | 166 |
| 大津小 | 76   | 57   | 19  |
| 北陽小 | 4    | 76   | -72 |
| 高松小 | 16   | 16   | 16  |
| 塩冶小 | 6    | 46   | -46 |
| 四路小 | 6    | 89   | -83 |
| 合計  | 268  | 268  | 0   |

H31.4.1現在

| 本 来 校 → 選 択 校 | 人 数 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |           |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
|               | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | H31.4.1現在 |
| 第一中学校→第三中学校   | 1   | 1   | 2   | 3   | 1   | 2   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 2   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2         |
| 第二中学校→第一中学校   | 5   | 5   | 1   | 4   | 7   | 11  | 7   | 7   | 3   | 7   | 4   | 4   | 2   | 4   | 6   | 9   | 10  | 6   | 6   | 16  | 13        |
| 第二中学校→第三中学校   | 2   | 2   | 1   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   | 3   | 6   | 4   | 4   | 4   | 2   | 2   | 3   | 1   | 1   | 1   | 1         |
| 第二中学校→浜山中学校   | 1   | 1   | 2   | 2   | 2   | 1   | 2   | 1   | 3   | 2   | 4   | 4   | 7   | 7   | 6   | 7   | 5   | 2   | 2   | 5   | 6         |
| 第三中学校→第一中学校   | 15  | 21  | 27  | 28  | 31  | 32  | 37  | 37  | 35  | 43  | 45  | 54  | 52  | 58  | 70  | 72  | 84  | 82  | 82  | 84  | 98        |
| 計             | 24  | 30  | 33  | 39  | 43  | 48  | 47  | 47  | 44  | 55  | 59  | 66  | 65  | 74  | 86  | 93  | 104 | 99  | 93  | 108 | 120       |
| 平田中学校→向陽中学校   | -   | 4   | 5   | 5   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0         |
| 光中学校          |     |     |     |     |     |     | 15  | 17  | 16  | 15  | 14  | 17  | 13  | 13  | 14  | 14  | 12  | 7   | 7   | 7   | 0         |



H31.4.1現在

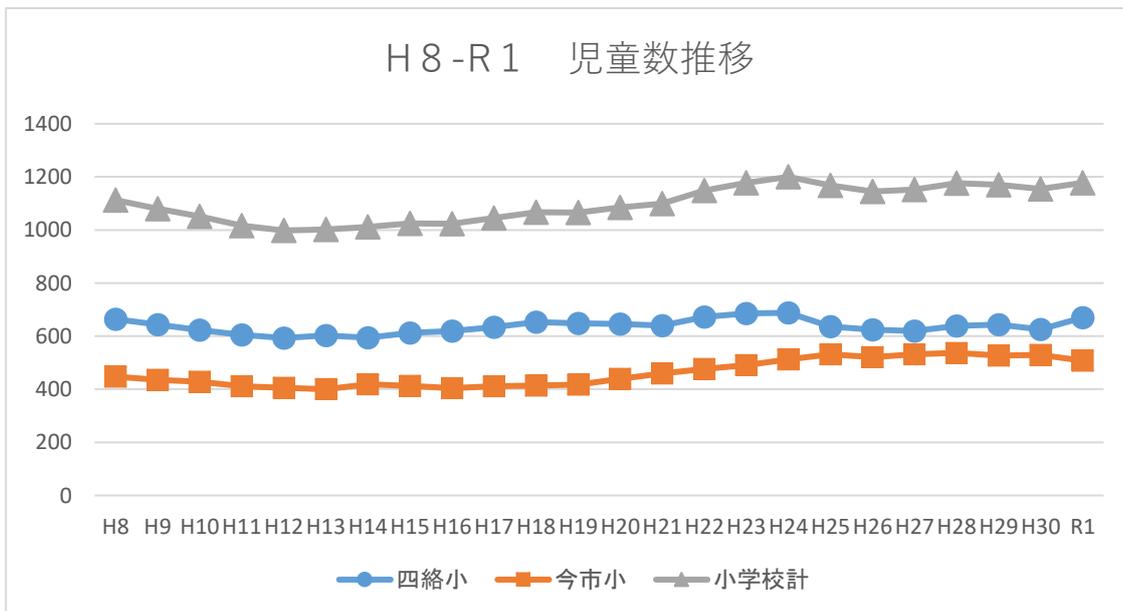
|     | 流入人数 | 流出人数 | 差引  |
|-----|------|------|-----|
| 第一中 | 111  | 2    | 109 |
| 第二中 | 3    | 20   | -20 |
| 第三中 | 6    | 98   | -95 |
| 浜山中 | 120  | 120  | 0   |
| 合計  | 120  | 120  | 0   |

※閉校前選択

# 【資料8】

H8-R1 児童生徒数推移 (各年度5月1日現在)

| 区分  | 四絡小 | 今市小 | 小学校計  | 第三中 | 第一中 | 中学校計  |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| H8  | 664 | 448 | 1,112 | 824 | 715 | 1,539 |
| H9  | 644 | 436 | 1,080 | 824 | 674 | 1,498 |
| H10 | 623 | 428 | 1,051 | 704 | 638 | 1,342 |
| H11 | 605 | 411 | 1,016 | 757 | 609 | 1,366 |
| H12 | 593 | 405 | 998   | 687 | 645 | 1,332 |
| H13 | 602 | 400 | 1,002 | 649 | 644 | 1,293 |
| H14 | 594 | 418 | 1,012 | 607 | 647 | 1,254 |
| H15 | 612 | 413 | 1,025 | 589 | 646 | 1,235 |
| H16 | 620 | 404 | 1,024 | 568 | 651 | 1,219 |
| H17 | 634 | 411 | 1,045 | 569 | 621 | 1,190 |
| H18 | 653 | 414 | 1,067 | 600 | 591 | 1,191 |
| H19 | 648 | 417 | 1,065 | 623 | 602 | 1,225 |
| H20 | 646 | 439 | 1,085 | 629 | 651 | 1,280 |
| H21 | 640 | 459 | 1,099 | 640 | 642 | 1,282 |
| H22 | 672 | 476 | 1,148 | 618 | 623 | 1,241 |
| H23 | 686 | 491 | 1,177 | 638 | 587 | 1,225 |
| H24 | 688 | 512 | 1,200 | 640 | 585 | 1,225 |
| H25 | 636 | 532 | 1,168 | 659 | 593 | 1,252 |
| H26 | 624 | 521 | 1,145 | 661 | 616 | 1,277 |
| H27 | 620 | 532 | 1,152 | 655 | 625 | 1,280 |
| H28 | 639 | 537 | 1,176 | 657 | 597 | 1,254 |
| H29 | 643 | 527 | 1,170 | 703 | 570 | 1,273 |
| H30 | 625 | 529 | 1,154 | 718 | 550 | 1,268 |
| R1  | 670 | 507 | 1,177 | 761 | 570 | 1,331 |



## 【資料9】

### ○ 選択校区制度廃止の具体的検討

選択校区制度を廃止する場合、廃止を決定した次年度に全学年の児童生徒を元の校区に戻すことは現実的ではなく、なんらかの経過措置が必要となります。

そこで、選択校区制度を廃止する場合の具体的な経過措置と検討事項について、以下のとおりまとめました。

- I 仮に、令和2年度から選択校区制度を廃止する場合、経過措置を適用する児童生徒の範囲を決定する必要があります。(実際には、周知期間を十分に確保したうえで経過措置を開始することが求められると考えます。)

#### 【パターン1】 令和元年度に制度を利用している児童生徒に限定する。

- (1) 該当者の人数 139名 (小学生89名+中学生50名)
- (2) 経過措置期間 8年 (R2～R9)

※ 令和元年度小学校1年生が中学校を卒業するまで

- (3) 検討事項

令和2年度以降入学する児童は選択校区制度を利用できないため、現在利用している児童生徒の弟・妹も制度を利用できない。

#### 【パターン2】 令和元年度に制度を利用している児童生徒に加え、その弟・妹も選択校区制度を利用できることとする。

- (1) 該当者の人数 約165名

※ パターン1の令和元年度制度利用児童生徒139名の弟・妹を、25名程度と試算しています。これは、現在の選択校区利用児童生徒の兄弟構成の状況・比率や、平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)の兄弟数の割合の数値等を参考として、教育委員会事務局において独自に試算したものです。

- (2) 経過措置期間 14年 (R2～R15)程度

※ 最後に入学する児童がR7年度に入学し、中学校を卒業するまで

- (3) 検討事項

経過措置完了までかなりの年数がかかる。また、その間、選択校区を利用できない児童生徒との不公平感が生じる。

【パターン3】 令和元年度までに出生した子どもは、選択校区制度を利用できることとする。

(1) 該当者の人数 約265名

※ パターン1の令和元年度制度利用児童生徒139名に加え、選択校区制度を利用すると推計した未就学児を約125名としています。

(2) 経過措置期間 15年（R2～R16）

※ 令和元年度に生まれた児童がR8年度に入学し、中学校を卒業するまで

(3) 検討事項

経過措置完了までにかかなりの年数がかかる。令和2年度以降に出生した子どもは、選択校区制度を利用できない。

II そのほか、選択校区制度利用を前提に住居を購入された方への配慮も検討する必要があります。

上記【パターン1】～【パターン3】などの経過措置を適用し制度を廃止するが、選択校区制度利用を前提として住居を定めた場合は、指定校区変更を認める。

(1) 検討事項

① 住居の種類をどう定めるか

※戸建て、マンション、アパート等についてどこまで適用とするか

② 住居を定めた「年」をいつまでとするか

※定める年度まで入居した、定める年度までに建築確認申請が提出された、または、期限を定めない、など判断が必要

③ 同地区内で転居した場合の取り扱い

※上記①、②と連動して考慮する必要が生じる

(2) その他懸念される点

現在の選択校区制度と変わらない結果となるのではないか。